

幼児教育・保育の無償化に関するお知らせ

令和元年10月からスタートする幼児教育・保育の無償化により、満3歳から5歳の児童については、10月分以降の月額利用者負担額が無償となります（上限があります。また、園が保護者より実費で徴収する費用は対象外です^(注1)）。

また、通常の教育時間を超えて児童を園でお預かりする「預かり保育」についても、世帯の状況に応じて、無償化の対象となる場合があります（裏面の対象確認表をご確認ください）。

無償化の対象となるためには、対象児童毎に利用内容に応じた必要書類をご提出いただき、神戸市において「施設等利用給付認定」を受けていただくことが必要です。

以下をご確認のうえ、該当するものをご提出ください。

【必要書類】

◆通常の教育時間のみを利用する方（預かり保育は利用しない方）

- ① 施設等利用給付認定・変更申請書（1号認定用）
- ② 個人番号申告書
※提出用封筒に入れて封緘した状態でご提出ください。
- ③ その他必要に応じた書類
※①②とは別に状況に応じて書類が必要な場合があります。①の申請書裏面の「必要に応じた書類 状況別一覧」をご参照ください。

◆通常の教育時間と預かり保育の両方を利用する方

- ① 施設等利用給付認定・変更申請書（2・3号認定用）
- ② 個人番号申告書
※提出用封筒に入れて封緘した状態でご提出ください。
- ③ 保育の必要性を証明する書類
※①の申請書裏面の「保育の必要性を証明する書類一覧」をご参照ください。
※この度お渡しさせていただくのは、勤務（内定）証明書のみとしております。
他に必要な書類がある場合は、神戸市HPからダウンロードしてください。
- ④ その他必要に応じた書類
※①②とは別に状況に応じて書類が必要な場合があります。①の申請書裏面の「必要に応じた書類 状況別一覧」をご参照ください。

保育の必要性について
認定が必要です！

【提出先・提出期限】

利用中の園に令和元年9月6日（金）までにご提出ください。

対象確認表

利用内容	無償化の対象者年齢
通常の教育時間	・満3歳～5歳児（上限額 25,700 円）
預かり保育 （通常の教育時間 を超えた預かり）	・クラス年齢3歳～5歳児（上限額 11,300 円） ^{（注2）} ・市町村民税が非課税の満3歳児（上限額 16,300 円） ^{（注2）} ※上記のうち、ご家庭での保育が困難な世帯のみが対象となります。 ※クラス年齢とは、当年度の4月1日に到達している年齢のことです。 ※無償化の対象額に上限があります。

保育の必要性を認める事由

事由	状況
就労	保護者が就労している。（1か月あたり64時間以上の就労）
妊娠・出産	母親が妊娠中あるいは出産前後である。
疾病・障がい	保護者が病気やけがであったり、心身に障害がある。
介護・看護	保護者が親族の介護・看護をしている。（1か月あたり64時間以上の介護・看護）
災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。
求職活動	保護者が求職活動中である。
就学	保護者が就学している。（1か月あたり64時間以上の就学）

問い合わせ先

担当所管	所在地	電話
神戸市行政事務センター	中央区三宮町1-9-1 センタープラザ804	078-291-5952
こども家庭局子育て支援部 事業課（利用支援担当）	中央区加納町6丁目5番1号	078-331-8181（代）

注1) 月額利用者負担額以外の施設が保護者から実費で徴収する費用（教材費や給食費（主食費・副食費）等）については、無償化の対象外となります。詳しくは直接利用施設にご確認ください。

注2) 預かり保育の利用料は施設によって異なります。詳しくは直接利用施設にご確認ください。

..... 無償化について、詳しくは神戸市のホームページをご参照ください。

<http://www.city.kobe.lg.jp/child/grow/shinseido/shinchaku.html>